

7月5日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。  
(午前10時00分開議)

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、お手元に配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、行政報告を行います。  
市長より申し出がありましたので、これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

市職員の道路交通法違反にかかる行政処分につきましてご報告いたします。

平成23年2月26日午前1時50分ころ、市内東餅田地内の道路において、市職員が道路交通法違反である酒気帯び運転をしたことにより、5月17日に起訴され、今回、警察等の行政処分が決定いたしました。これを受けまして、地方公務員法第29条第1項第3号の規定により、職員1人と管理監督する職員3人を、本日付で停職6カ月、文書訓告及び厳重注意の処分にいたしました。

全体の奉仕者として法を守り、市民の模範となるべき職員がこのような不祥事を引き起こし、市長としてまことに申しわけなく、市民の皆様に対し深くおわび申し上げます。

処分後、このような事態を繰り返すことがないように、緊急に部長会を開催し、綱紀保持について強く訓示し、あわせて再度交通法規の遵守及び安全運転について、全職員に周知徹底を図ったところでございます。

今後、公務員倫理についての研修などを行い、職場環境の改善と綱紀粛正を図りながら、職員の意識改革に努め、また、公務員として住民に信頼され、その負託にこたえ得る職員となるよう指導してまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで行政報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） 日程第2、議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）の所管部門について、総務委員会は6月29日と7月1日に開催し、全委員出席のもと、関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

総務部関係について申し上げます。

一般管理費は、合併統合する自治会に交付する補助金の計上です。

財政管理費は、福祉事務所建設に関する経費、並びに始良庁舎本館の改修工事と始良庁舎2号館の断熱工事に要する経費等がその主なるものです。なお、財源については、県支出金、財政調整基金、繰越金及び市債で調整しています。消防費、災害対策費は、地域防災無線整備事業採択による財源組み替えです。

主なる質疑について申し上げます。

質疑、福祉事務所建設工事費4,800万円の積算根拠は。答弁、鉄骨プレハブ構造で何社か見積もりの徴収は行っております。建築本体、空調、浄化槽（10人槽）設置等を含んでの4,800万円予算計上を行っております。

質疑、プレハブ構造ではなく、本格的なつくりはできなかったか。答弁、今回の場合は、土地の取得ができたということ。それまでは借地でありプレハブづくりで計画いたしました。今回土地が購入できたということで、本格的な木造建築も検討してみましたが、木造にすると年度内の完成が見込めないことがわかりました。2号館1階の現状を見ますと、来年3月まで待つことはできないとのことで、この工法になりました。また、プレハブの場合、庁舎の現状を考えると移築も簡単であることから、判断材料になりました。

質疑、始良市庁舎本館空調改修設計委託料の全体方式から個別方式にかえる理由は何か。また、2号館窓断熱工事でフィルムを張るとのことだが、光熱水費に及ぼす影響はどれくらいか。答弁、断熱効果の及ぼす影響については、金額は抑えていない状況です。遮へい率というのがありますが、およそ50%ぐらい光を通さないというフィルムを張ろうと思っております。エアコンの全体方式は、稼働率が悪くエコの面からもよくない。今回考えているのは、家庭用のエアコンの形式で、各部屋でオンオフができる形態を考えております。

次に、企画部関係について申し上げます。

企画費では、コミュニティ助成事業として、蒲生町出身の彫刻家板橋一步の作品の写真集やブロンズ制作等の作品活用事業について、合併市町村住民組織活性化支援事業補助の計上と本市の地域資源を題材に街路灯のフラッグ用としてデザインを募集し、制作の後、街路灯に掲示する始良市アートフラッグフェスタ事業について、一般コミュニティ助成事業補助金の増額です。

商工振興費は、宮城県仙台市で8月6日から開催される仙台七夕まつりに今回の東日本大震災で甚大な被害を受けられた皆様に対し、少しでも夢と希望を持っていただくために、本市にある日本一と言われている孟宗竹と短冊に込めた市民からのメッセージを送り、復興への願いを送り届ける事業に対しての補助金です。

観光費につきましては、当初予算の委託料の中に観光標識設置事業、イメージキャラクター作成事業と工事請負費の中の龍門滝周辺整備工事（金山橋）の財源を一般財源及び商工債で充当しており、今回、県地域振興推進事業に採択されたことによる財源組み替えです。

主なる質疑について申し上げます。

質疑、フラッグアートの掲示はどこが行い、定期的なフラッグとの使い分けはどうか。答弁、掲示については、蒲生にある街路灯79基に実行委員会の方で掲示することになります。イベントごとに使い分けをし、5月に職域ゴルフ大会、7月下旬から8月にかけて夏祭り、11月が大楠どんと秋まつり、12月が南日本女子ゴルフ大会、12月と2月が蒲生市、3月がTポイントゴルフをされているということで、12月から2月にかけて、その合間に募集したものを掲載するということでもあります。

質疑、仙台七夕まつり補助金120万円ですが、全体の事業費はどれくらいか。また、輸送方法は。答弁、七夕まつりの事業費は、実行委員会の予算で300万円になるようです。孟宗竹2本は、根までつけて掘られるそうです。現地までトレーラーで運び、トレーラーの前後に車2台、高速道路を夜間しか走れないそうです。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）の所管部門については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川 和美君） 登壇

引き続きまして、市民福祉常任委員会に付託されました議案第54号 始良市一般会計補正予算（第6号）の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、6月29日、全員出席、7月4日、1名の議員が欠席のもと開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

今回の補正は、女性特有のがん検診推進事業要綱が、がん検診推進事業実施要綱へ改正されたことにより、大腸がんのクーポン券事業が新規に追加されたことによるものです。

我が国における昭和56年以降の死亡原因の第1位はがんであり、死亡者数は年間30万人を越す状況です。しかし、医療の進歩により、早期発見することで治療も可能になっていますので、検診の受診率向上を図ることが重要となります。そのため、自宅にいながら大腸がん検診が受診できる体制づくりを目指すものとして、この経費を計上しました。

以上のような説明を受け質疑に入りました。主なる質疑を申し上げます。

質疑、食生活の欧米化が進み、これから大腸がんはますますふえていくと聞く、具体的な検査の方法はどうなっているか。また、検診の期間はいつか。答弁、対象者5,027人に検診手帳とクーポン券を送付、受診希望者には、市が実施するがんセット検診42日間（42回）にあわせて検査キット、受診票等を送り、指定日はありますが、都合のいい検診日に提出してもらいます。検診の期間は10月から12月です。

質疑、国は検診率50%を目標としているが、始良市の5つの検診の受診率はどのくらいか。答弁、22年度では、乳がん検診27.8%、大腸がん検診26.2%、肺がん検診26.1%、子宮がん検診21.9%、胃がん検診19.4%です。

質疑、検診を受けない理由を徹底的に調査する考えはないか。答弁、検診の登録をした方で5年未受診という方に案内を出して、状況を聞く調査をしました。また、40歳到達者、子宮がんについては20歳到達者、転入者の未登録者については登録の案内を出しています。病院やドックで検診した方以外の未登録者の方に周知を図り、検診を勧めるよう始めているところです。

なお、申し添えておきますが、今回の補正は福祉部には直接予算計上はありませんでしたけれども、総務費関係で福祉事務所の移転の計上がございましたが、それにあわせて福祉部の課、係の職員の配置図の案というものを示していただきながら、説明を求めたことを報告しておきます。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第54号 始良市一般会計補正予算（第6号）のうち市民福祉常任委員会に付託された議案は、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登壇

引き続き、産業文教常任委員会に付託されました議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）の審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、6月29日、7月1日に開催し、部長以下担当職員の出席を求めて詳細に審査いたしました。

農林水産部について歳出から報告いたします。

農政課、農業者戸別所得補償制度は、米だけではなく、麦、大豆等の畑作物も含めた生産数量目標の検討、農業生産振興等が必要となってくることを踏まえ、従来の水田農業推進協議会を母体として、担い手育成総合支援協議会を統合した農業再生協議会に改称し、認定農業者を含む担い手・集落営農等の育成、農地の有効活用を総合的に検討することにしています。

農業振興費は、米生産調整推進事業の県支出金の決定と同時に、県支出金については今年度から農業再生協議会が事業実施主体となったため、補助金として計上するものです。

農業施設費は、加治木地区の小山田農産加工センターを拠点に活動しているさくらの会が、地域の農業者が増産する大豆を利用して、主に学校給食を対象に豆腐の納入をふやそうと計画しているもので、この計画を進めるには、合併処理浄化槽の処理能力が不足することから、浄化槽増設のための経費を計上しています。

また、西別府農産加工センターにおいて、新商品のキャロットカーリーを生産するためのニンジンペーストを保存する冷凍冷蔵庫の購入費用を計上しています。

林務水産課、林業費の財源組み替えは、当初予算で計上していた景勝松林樹幹注入事業委託料とさえずりの森整備事業について、県地域振興推進事業を導入するための財源組み替えです。

歳入について報告いたします。

小山田農産加工センターの浄化槽増設、西別府農産加工センターの冷凍冷蔵庫購入、景勝松林樹幹注入事業委託料及びさえずりの森整備事業に対する県地域振興推進事業導入に伴う補助金と米生産調整推進事業補助額の決定に伴う補助金の合計額932万円の計上であります。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、既存の冷凍冷蔵庫はどうするのか。また、冷凍庫が不足しているということだが、冷凍庫と冷蔵庫を個別に購入する考えはないか。答弁、既存の冷凍冷蔵庫は廃棄の予定です。また、冷凍庫のスペースが不足していますが、冷蔵機能も必要ですので、冷凍冷蔵庫の購入を考えています。

質疑、小山田農産加工センターの浄化槽の設置年度はいつか。答弁、平成12年度です。

質疑、合併浄化槽は既存の28人槽と新設予定の50人槽の2槽になる。汚水はどのように配分して処理するのか。答弁、汚水を原水槽に貯留して、計量ボックスにて配分します。既存の28人槽へはポンプで流入させ、新設予定の50人槽へは自然流下で処理する予定です。

引き続き教育部所管の概要について、歳出から報告いたします。

教育総務課、4月1日の人事異動に伴う県からの派遣主事5名分の赴任旅費95万6,000円を計上しています。県の人事異動発令は3月23日でしたが、赴任先が示されなかったため、当初予算に計上できなかったものです。

学校教育課、県委託金の交付決定に伴う小学校費及び中学校費の調整額の計上と、魅力ある学校づくり研究事業協議会の参加人数の1人増及び研修場所の変更に伴う旅費の追加が主なものです。

社会教育課、公民館施設の机、いすの備品購入費と歩き・見・触れる歴史の道始良記念事業費について、合併市町村一体化促進支援補助金及び地域振興推進事業補助金の交付決定に伴い、財源組み替えを行うものです。

保健体育課、昨年陶夢ランドの浄化槽ブローア2基のうち、1基を交換しましたが、今回残りの1基の交換が必要となったことによる修繕料78万8,000円の計上です。

また、加治木学校給食センターで給食調理用備品として、熱風消毒保管庫を購入するための備品購入費55万7,000円の計上です。

教育部全体の補助金の歳入について報告いたします。県委託金、教育費委託金は、各種事業の委託金の交付決定に伴う補正額188万円を計上いたしました。

質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課、質疑、普通旅費で赴任旅費5人分とあるが、5人の内訳を示せ。答弁、学校教育課3人、保健体育課1人、社会教育課1人です。

質疑、今まで社会教育主事の派遣はあったのか。答弁、平成22年度はありません。23年度からです。

質疑、派遣職員を受け入れないということはあるのか。今後はどのように考えているか。答弁、平成22年度までは社会教育主事の派遣はありませんでした。しかし、専門的な知識を持つ職員が必要であるとの判断で、県の教育委員会へ要請いたしました。

学校教育課、質疑、魅力ある学校づくり研究事業の旅費の増額について説明せよ。答弁、平成22年度より開始している事業です。東京で行われる連絡協議会へ職員2人、中学校の担当者1人、県の担当者1名の計4人を予定していましたが、小学校の担当者も参加したほうがよいと県から指示があったため5名にしました。また、ブロック協議会の会場が福岡県から岡山県に変更され、日程も1泊2日から2泊3日となったため、所要額を予算計上しています。

質疑、役務費で4,000円の減額があるが、その理由を示せ。答弁、調査研究委員会委員への連絡用切手使用の見込みを28人から10人に変更したものです。平成22年度も調査研究委員会を実施していますが、教職員は勤務時間中に参加するのが難しく、参加者が少ないのが実態です。

質疑、教職員が参加できる時期に開催したらどうか。夏休み・春休み・冬休み期間の開催はできないか。調査研究委員会の開催時期はいつか。答弁、学期ごとに開催時期が限定されます。平成23年度

は7月、12月、2月を予定していますので、夏休み中等の開催を検討いたします。

保健体育課、質疑、備品購入費で給食調理用備品として熱風消毒保管庫を購入するとあるが、使用頻度はどの程度を想定しているか。答弁、週に1回使用しますので、年50回程度の使用を予定しています。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第54号 平成23年市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業文教常任委員会に付託された議案は、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登 壇

引き続き、建設水道常任委員会に付託されました議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）の審査と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、6月29日及び7月1日に開催し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

概要を申し上げます。今回の補正は建設部用地課関係のみで、歳出補正では道路橋りょう総務費の未登記整理事業の用地交渉に伴う普通旅費、使用料及び賃借料で合計8万円の計上であります。歳入につきましては、一般財源を充当しています。

それでは、用地課の補正について説明いたします。

8万円の内訳は、旅費で2万6,000円、これは九州管内の用地交渉の日当で2名の5回分です。使用料及び賃借料については、加治木から太宰府までの高速道路使用料片道5,350円の10回分です。本来、用地課は担当課から依頼を受けて用地交渉に出かけるとのことで、当初予算の時点では旅費は担当課で計上してもらうよう考えていたそうですが、事業執行かれこれを考えた場合に、用地課独自で予算を持っていたほうが動きやすいという理由から、今回補正での計上となりました。現在、全部で9名の方が判明していますが、未登記の関係や道路事業に関連する方々ですので、これからまだ出てくる可能性もあるということで、とりあえず5回分が計上されました。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、最小の経費で最大の効果を上げないといけない。福岡、宮崎に行く場合、まとめて行くことはしないのか。1回の出張で一緒に済ませるなどの工夫をして、回数を必要最小限にし、経費節減をすべきと考えるがどうか。答弁、日程調整をし、1回の出張で一緒に済ませるようにしたい。経費を少しでも節約できるよう努めます。

質疑、工事の対象となる箇所等はどこか。答弁、蒲生地区配水池築造工事が3件、菅原東線道路改良工事と下榑木線未登記がそれぞれ1件ずつ、菖蒲谷線、湯之谷菖蒲谷線道路改良工事が4件となっています。

質疑、この工事は継続的なものか。工事を要望する段階での承諾書は地権者からもらっていないのか。答弁、承諾書はついているのがありますが、実際、契約書と印鑑証明をもらう場合は、当然本人と直接会わなくてはなりません。水道事業などは継続ではないので、前もって話はしてありますが、承諾書は出ていません。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、建設水道常任委員会に付託された議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）については、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 議案第54号について、これから討論を行います。討論はありませんか。

○9番（森 弘道君） 議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）について、賛成討論をいたします。

賛成する大きな理由が2つございます。1つは、始良市福祉事務所の建設であります。合併によって大きなメリットの一つは福祉事務所の建設でありました。現在の福祉部の業務は狭いところで多くの業務を抱え、十分なサービスができておりません。一日の窓口の来客が平均200人と聞いております。多いときは300人近くになります。対応する1人の時間が10分ないし15分、そうしますと、順番待ちの行列ができるわけです。大変な混雑です。個人のプライバシーに関する事、他人に聞かれない相談がほとんどであります。職員の方々も一生懸命頑張っておられますが限界があります。建設する土地の件についても、以前から地権者の方と粘り強い交渉を重ねて買うことができました。土地交渉は一たんこじれますとなかなか難しいです。職員の努力に感謝をいたします。この福祉事務所の建設により、福祉行政がさらに充実、発展することを期待いたします。

そこでもお願いであります。土地の北側に改良区の水路が通っております。改良区に相談をされて、橋をかけたらどうでしょうか。出入り口が1カ所あるよりも、緊急の場合の避難路ともなりますし、駐車場からの出入りも便利になります。このことについてご検討をいただきたい。

もう一つは、仙台の七夕まつりです。新聞の折り込みにこういったのが、チラシが入っておりました。東日本応援仙台七夕まつりに参加してということでございますが、始良市の上名の目木金というところ、戸数が12戸あります。私がダイオキシン問題で大変お世話になったところです。

この日本一の孟宗竹があつた被災地に届けられ、犠牲になられた多くの方々の鎮魂と一日も早い復興を願って、始良市民の切なる思いや願いが短冊に込められて送り届けられる。被災地の皆さんが七夕を見て元気になってもらえればありがたい。この一大イベント、これを発案し企画された実行委員会関係の方々に深く感謝いたします。

今から20年ほど前、富山県の高岡市というところの七夕まつりに数年にわたって孟宗竹を送った経緯があります。そのとき日本一の孟宗竹と報道されました。1号館の玄関の脇にそのときの見本が展示してあります。切り出しから運搬まで大変な作業です。植木を移植するのと同じで、竹の根をつけ

て掘り出し、こもで巻いて、残りは寒冷紗で巻いて送りました。今回もそうだと思います。重機が使えないので、すべて人力で掘って担ぎ出さなくてはなりません。2本は根をつけて、合計4本運び出すとのことで大変な作業です。作業に当たられる方々に深く感謝をいたします。始良市の支援が今回ははっきりと見える形で行われる、このことを市民とともに喜びたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第54号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第6号）は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君）

日程第3、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター）

日程第4、議案第56号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）

を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第55号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター）と議案第56号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）につきましては関連がありますので、一括して報告いたします。

総務委員会を6月29日と7月1日に開催し、全委員出席のもと、関係職員の出席を求め審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第55号と議案第56号の2件は、公の施設の指定管理者の指定に関する件であります。

始良市蒲生観光交流センター及び同別館につきましては、今回、4事業者から応募があり、本市の情報を全国に向けて発信できることや九州各地での地域活性化事業の実績、施設の運営方法、管理体制及び観光開発など人材も豊富で総合的に優れていることから、株式会社JTBコミュニケーションズ九州に指定管理者を行わせることが適切であると判断し、指定管理候補者として選定したものです。

主なる質疑について申し上げます。

質疑、それぞれの指定管理料は幾らか。答弁、交流センターのほうは479万6,000円、別館のほうは390万円です。この額はファインと締結する予定の金額です。



質疑、会社の規模と毎年の売り上げは。答弁、資産が3億9,600万円、設立が1990年4月、従業員が44名、経営方針として、九州の元気をプロデュースということで、九州の人を元気で、地元の人を元気にという活動をされております。JTBから100%資本のグループ会社で、資本金が3,000万円あります。

売り上げは、22年度が15億5,500万円、21年度が17億3,500万円、20年度が18億5,600万円、19年度が18億1,500万円、18年度が16億1,800万円とコンスタントな売り上げを示しております。経常利益が3,000万円から5,000万円と書いてあります。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター）と議案第56号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター 別館）については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。まず、議案第55号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。まず、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第55号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第55号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第56号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター 別館）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第56号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター 別館）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第56号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市

蒲生観光交流センター 別館)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(兼田勝久君) 日程第5、陳情第9号 市道 久末・薄原線の二車線化早期整備促進に関する陳情書を議題とします。

○議長(兼田勝久君) 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長(田口幸一君) 登壇

ただいま議題となりました陳情第9号 市道 久末・薄原線の二車線化早期整備促進に関する陳情書について、審査の経過と結果について報告いたします。

この陳情は、平成22年12月24日本会議において建設水道常任委員会に付託され、同日継続審査となりました。年がかわりまして本年3月10日に常任委員会を開催、現地調査を行い、また、翌日11日にも常任委員会を開催し、執行部の出席を求め質疑を行い、その後審査を行いました。その結果、委員から始良市が掲げている安心安全なまちづくりは、環境整備なくして安心安全な生活はできないわけで、陳情の趣旨は重々理解するが、3,000mという長い距離の二車線化を採択した場合、果たして実現の可能性はどうかということを考えて、もっと住民の声と執行部の意見を聞いてから判断したいとの意見があり、全員賛同し、継続審査となりました。

次に、5月30日に閉会中の審査を行いました。はじめに陳情者久保勝海氏と湯元秀誠議員の出席を求め、陳情書に基づき陳情の趣旨等を聴取し、その後質疑、次に執行部である建設部長及び課長等の出席を求め、この陳情についての意見を聴取し、その後質疑を行いました。

まず、陳情者の久保氏から陳情の趣旨説明を受け、続いて湯元議員がゴルフ場の入り口からゲストハウスまでは二車線化が進んでおり、それらとの接続を考えると、今回の二車線化は高牧の方々、また、ゴルフ場の経営者の方々、利用者の方々にとって必要ではないかと考えます。地元の方々の強い要望もありますので、年次的に一手に薄原地区まで改良をするという早急的なものではありませんが、長期的なものとして考えています。ただ、短期的にしてほしいのは、高牧ゴルフ場までの入り口を早期にお願いしたいとつけ加えられました。

次に、陳述者等との主なる質疑を申し上げます。

質疑、久末・薄原線を全面的に二車線化するとなれば、始良市内の他の線の二車線化を陳情された場合、相当な数を同じように採択しなくてはなりません。しかしながら、財政事情等を考えると実現は非常に難しい。そこで、実現の可能性を考えた場合、急を要する箇所、ここをしてくれというような箇所はないのですか。答弁、今回は、高牧集落の方々、高牧カントリーの方々を中心に陳情を出されたわけですが、薄原線においては、軽トラックが通るのがやっとで、大型トラックはとでも通れません。薄原の方々はこの道しかなく、通行どめになった場合、生活に支障を来します。長期的には薄原の方々も含めてお願いしていくと思います。単年度で全部ということにはならないと思うので、計画的に、長期的に見ていただきたい。特に急ぐところは、ちょうど二車線が切れている、あれからゴルフ場まで約1kmぐらいが危険な場所が多い。それからあとは離合に支障を来す程度です。

質疑、早急ではない、長期にわたってもいいということですが、差し当たって離合の箇所は地元で生活をされている市民の方々は何カ所ぐらい必要と思っていられるのですか。右側の川のほうへ広いところもあったりして、現場を確認しましたが、そういったところがあれば離合場所としていい

のではないかとと思いますがどうですか。答弁、川のところは、改良して川のほうに突き出してもらえば二車線になるくらいのスペースはあると思います。

次に、執行部から、この陳情についての意見を求めました。次のとおりです。昨年の梅雨時期にのり面が崩落した箇所があり、現在、大型土のうを積んでセンターラインをずらし迂回して通しています。現在、調査をかけておりますが、工法等が決まりましたら、平成23年度補正、また平成24年度の当初でのり面部分の復旧の予算要望をしていきたいと考えています。二車線化については、今のところ予算化されてはいませんが、以前に1回改良が済んでいるところでございます。カントリークラブの入り口から集落のほうへも改良が済んで、外側線等は現在引いているところであります。外側線の整備などは、随時継続ができていくと思います。その手前の1.5車線ぐらい、6mぐらいですが、現時点で早急に全部改良するということは計画していません。いずれやるということになれば、側溝等の整備が必要となってくると思っておりますとのことでした。

次に、執行部との主なる質疑を申し上げます。

質疑、薄原線は改良できるか。答弁、現在のところ計画はございません。

質疑、薄原線の改良は、計画に入れた場合、実現できるか。答弁、通常の交通量等を考えれば、さほど緊急性を要する箇所ではないと考えます。

質疑、陳情者の久保さんがおっしゃるのは、長期的展望でもいいので二車線化を要望したいということでした。差し当たっては、離合場所が欲しいとおっしゃっていました。この陳情の出されている距離の中で離合場所をつくれるような箇所は何か所あるのか。答弁、離合場所につきましては、今のところは側溝の整備をやれば大分解消されるのではないかと考えていますが、その側溝自体が昔のかぶせ式の古いやつで、側溝全体をやりかえないといけないようなところで、予算的に大分かかるのではないかと思います。再度調査しながら、もしやるということになれば地元の方と協議するという形になると思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、当常任委員会としては、今回の陳情の願意については十分に理解できるが、財政事情等を考えると、当分の間は願意を実現することは不可能であると判断しました。そこで、陳情に対する当常任委員会の意思決定は、まず陳情は市民サイドに立って考えねばならないこと、そして、今回の陳情においてはもっともろもろの整理が必要だというような観点から、委員全員およびその陳情の趣旨には賛同するところがある。よって、趣旨採択すべきものと決しました。また、委員から趣旨採択と結論を出した後も、雨期が過ぎたときに現場に出向き、どういった現状になっているのかももう1回調査してはどうか。それと、川のほうの側溝がどれぐらいのスペースがあるのか調査をしていないので、そういったところを含めて離合が必要であるのかないのか、できるのかどうかということも執行部とももう一度調査する必要があるのではないかと意見が出され、全員賛同いたしました。

今後、執行部へは継続的な調査とともに、計画的な道路改良等を強く要請しておきます。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（里山和子君） 趣旨採択になっているようですが、大分住民サイドに立って考えておられるようですが、ほかのところもたくさん出てくるからというようなことでの趣旨採択なのか、趣旨採択

にされた理由について伺いたい。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） お答えいたします。

ほかのところもたくさん出てくるということではなくて、今回この陳情第9号 市道 久末・薄原線の嚴重な私たち委員会の調査、執行部も含め、そしてまた紹介議員の湯元議員、久保勝海代表者の意見を含めての審査に終始したところでございます。

○13番（里山和子君） 採択できなかった理由は、全面採択できなかった理由は何なんでしょうか。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 今委員長報告をさせていただきましたが、前回は継続審査という形になりました。全面に採択できなかったということですが、その趣旨は十分、繰り返しになりますけどわかったということで趣旨採択という決定を見ました。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。陳情第9号 市道 久末・薄原線の二車線化早期整備促進に関する陳情書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。陳情第9号 市道 久末・薄原線の二車線化早期整備促進に関する陳情書は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

しばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午前11時01分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分開議）

○議長（兼田勝久君） 日程第6、請願第1号 市民生活に密着した道路など施設整備を求める請願書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登壇

ただいま議題となりました請願第1号 市民生活に密着した道路など施設整備を求める請願書について、審査の経過と結果について報告いたします。

この請願は、平成23年3月8日、本会議において建設水道常任委員会に付託され、同月10日に常任委員会を開催、現地調査を行い、また、翌日11日にも常任委員会を開催し、執行部の出席を求め質疑を行い、その後審査を行いました。その結果、委員から始良市が掲げている安心安全なまちづくりは、環境整備なくして安心安全な生活はできないわけで、今回の請願はもっともだと考える。しかし、今回の請願は整備件数も多く、果たして実現の可能性はどうかということを見ると、もっと住民の声と執行部の意見を聞いてから判断したいとの意見があり、全員賛同し、継続審査となりました。

次に、5月30日に閉会中の審査を行いました。はじめに請願者追鳥嘉正氏と請願の紹介議員笹井義一氏の出席を求め、請願書及び添付資料に基づき請願の趣旨等を聴取し、その後質疑、次に執行部である建設部長及び課長等の出席を求め、この請願についての意見を聴取し、その後質疑を行いました。

まず、笹井紹介議員から請願の趣旨説明で、今回の請願は、戸数1,400戸を超え、人口4,000人を超える松原上自治会の中で、最小限やってもらいたい数量を請願し、これを1年、2年、3年でやってほしいということではなく、5年あるいは10年スパンで順次やっていただきたいとのことでした。また、追鳥自治会長からは、今回、毎日の生活の中で大雨が来たら非常に困る方々の要望を請願として出しているとのつけ加えられました。

次に、請願者との主なる質疑を申し上げます。

質疑、執行部の建設部長の話で、総体的に計画を練り直さないといけないということは我々も考えてはいますが、土地改良区との問題、これらを総合的に考えていくと長期的なものになるのではないかと思います。差し当たって、一番大雨が降るとき、また、大潮のときに被害をこうむる地区がわかっていれば報告してほしい。答弁、海側のところに四角の1がありますが、ここがため池みたいに造成したところ。この上の横、今出るところはここに図面がありますので——今どこ見よったかの（「答弁」と呼ぶ者あり）これらを総合的に考えていくと長期的なものになるのではないかと思います。差し当たって、一番大雨が降るとき、また、大潮のときに被害をこうむる地区がわかっていれば報告してほしい。答弁、海側のところに四角の1にあります、ここがため池みたいに造成したところ。この上の横、路線が入っていますが、ずっとこの下流部は全体的に常時冠水します。大雨が来ると必ずやられるところ。平成7年ころの診断でも、ここは排水ポンプを設置しなければ解決できないと、はっきりした答えが出ています。ここは満潮が過ぎれば水はすっと引き、満潮時と重なった場合、水位が上がります。西元グラウンドが五角形の7のところがありますが、これがあって現在助かっています。

次に、執行部からこの請願についての意見を求めました。次のとおりです。この請願は舗装と排水工事が主なもので、それとまた道路改良工事もあります。これらを全部一気に進めるということは、なかなか大変な事業になりますが、建設部としては少しずつでも進めるように努力したいと思います。しかし、やる場合は側溝と舗装を下流のほうからやるということになるので、全体的な排水計画を立てて進めたほうがよいのではないかと考えます。この請願では、一路線ずつ出ていますが、この区域は全体的な整備が当然必要になってきているので、そこらは排水計画を立てた上での高さ等、現況でも用水と排水が一緒になって流れが悪くなったりして、管理の面でも大変苦労されていると思います。実情は十分わかりますが、そこら辺を調査した上で計画を立てて実施するのがよいのではないかと考えていますとのことでした。

次に、執行部との主なる質疑を申し上げます。

質疑、排水対策は、松原地区だけではなく始良市全体を考えなければならない。市全体を考えると、将来的に莫大なお金がかかり、また、都市計画等いろんな関連する問題が出てくると想定されるので、排水対策委員会なるものを立ち上げ、早急に抜本的な対策をしていかなければならないのではないかと。答弁、松原地区を含めた旧始良町の場合は、現在、現況の排水路の調査をやっている段階です。旧始良町の場合、旧加治木町からすると一段下がったところでの排水計画ですので、大きな計画を立てなければならないと考えます。排水対策委員会というものも必要になってくるのではなかろうかと思えます。非常に生活に密着した排水事業ですので、そこらを十分検討させていただきたいと思えます。

質疑、今回、現場を見た中で、緊急性があり何か一つやらないといけないという箇所はあったか。答弁、平成16年か19年ごろ、一部水路、舗装もやられている部分もあります。しかし、ほとんどのところが、どこから手をつけていいかわからないぐらい、どこも悪いような状況です。舗装だけというわけにはいかず、舗装と側溝と一緒に改修していかざるを得ないと思えます。そのような計画を立ててやっていかなければならないと思っています。

質疑、執行部の説明の中で、全体計画をしなければならぬということだが、我々もそれは思っている。例えば、先ほど他の委員が言われたように排水対策委員会などを立ち上げて、地元住民の意向も聞きながら計画のたたき台の案などをつくっていくということになると、かなりの年数がかかると思う。排水計画ができ上がる年数は、どれぐらいに思っているか。また、先ほど請願者に確認したら、請願の中でも緊急を要する箇所があるとのこと、それが四角の1の調整池がある左側ですが、番号でいくと287、288、289ですが、ここの3、4、5がちょっとした大雨、満ち潮で冠水するとのことでした。差し当たっては、こういったところの請願の解決、それを執行部としてはどのように考えているか。答弁、排水計画については、現況を把握したのがございますので、あと具体的にどのように予算化するかということになります。排水対策委員会などを立ち上げて、全体的な計画を立て、早目に予算化する必要があると考えますが、今の段階でいつからいつと断言できません。次に、緊急性の問題ですが、非常に低い位置で、ほとんど全部の水が集まってくる箇所だと思います。おまけに宅地も低い、側溝も小さい、潮のバック等もあり、難しい部分であります。この場合、ポンプアップしかないと思っています。できれば早目にやりたいというのは重々思っています。できれば少しでも進めればいいのですが、全体的なものがわかったほうが効率的にもよいと思っております。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、当常任委員会としては、今回の請願の願意については十分に理解できるが、財政事情等を考えると、当分の間は願意を実現することは不可能であると判断しました。そこで、請願に対する当常任委員会の意思決定は、まず請願は市民サイドに立って考えなければならないこと、そして、今回の請願においては排水対策委員会等を立ち上げて、一定の地域だけの問題としてとらえるのではなく、市全体の排水計画等を策定し、抜本的な対策をしていかなければならないということから、委員全員、およその請願の趣旨には賛同するところがある。よって、趣旨採択すべきものと決しました。

今後、執行部へは早急に排水対策委員会等を立ち上げて、一定の地域だけの問題としてとらえるのではなく、市全体の排水計画等を作成し、抜本的な対策をしていくことを強く要請しておきます。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長  
の報告は趣旨採択です。請願第1号 市民生活に密着した道路など施設整備を求める請願書は、委員  
長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。請願第1号 市民生活に密着した道路など施設整備を求める請  
願書は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第7、請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係  
る意見書の採択要請についてを議題とします。

○議長（兼田勝久君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登 壇

産業文教常任委員会に付託になりました請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度  
拡充に係る意見書の採択要請についての請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと6月29日と7月1日に開催いたしました。委員会を協議会に切りかえ  
て、請願者代理の片野坂重浩氏に趣旨説明を求めました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、近年国際的に見ると、日本の学力低下が言われている。学力低下の対策を意見書に入れるこ  
とはできないか。答弁、発展的な学習がふえています、基礎学習も重要と考えています。幅広い学  
習を行うには教員も多忙になりますが取り組んでほしいと思います。

質疑、始良市内の小学校では1学級30人前後の学校もある。実際には1学級35人ぐらいが妥当では  
ないか。答弁、1学級の児童数が少ない方が個別の対話ができると思います。まずは大規模の学校で  
1学級40人近い人数の場合がありますので、そのようなところの人数を下げたいと考えています。

質疑、意見書の冒頭で、2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現する  
ために必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。それぞれありまして、今後35人以下  
学級の着実な実行が重要ですと明記しています。請願者は、実現性のある小学2年生から中学3年生  
までの35人以下学級の早期実現を求めることが、30人以下学級実現につながると思いますがどう  
ですか。答弁、そのとおりです。意見書には35人以下学級の早期実現と明記してください。

質疑終了後、協議会から委員会に切りかえて討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、請願  
第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請についての請願は、  
当面の学級規模は35人以下として、中学校までの全学年を早急に実施し、将来的には30人以下学級を

目指すこととして、全委員賛成で採択すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請については、委員長報告のとおり採択されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第8、請願第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました請願第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書について、総務委員会を6月29日と7月1日に開催し、全委員出席のもと、請願者徳田哲也氏に請願の趣旨説明を求めて審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

請願の内容は、1、昭和62年4月1日に国鉄が分割民営化され、JR7社が誕生をした。

2、JR東日本、東海、西日本の本州3社は株式を上場して完全民営化を果たした。

3、多くの地方ローカル線を抱えるJR九州、北海道、四国の三島会社と国鉄時代の老朽資産を多く保有する構造的問題を抱えるJR貨物については、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使を上げた努力を重ねてきたが、自立経営を確保するめどは立っていない。

4、JR三島会社は、営業赤字を前提に経営安定基金の運用益や税制特例などの支援策をもとに黒字を確保する形で設立された。少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが現状である。

5、こうした中で、本年度には、JR三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。

6、JRは、地域住民の足として国民生活に欠くことのできない存在である。



7、J R三島・貨物会社に講じられている税制特例は、平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降支援策が講じられなければ、再び赤字路線の廃止や運賃改定などによって利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至である。

8、J R三島・貨物会社にかかる固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（「承継特例」、「三島特例」等）を恒久化してほしい。

9、J R三島・貨物会社をはじめ、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続してほしいということであります。

主なる質疑について申し上げます。

質疑、今回の請願は組合側から提出されたものであるが、経営者側からの申し出はなかったのか。答弁、今回の申し入れ（請願）は、この資料の勉強会を労使で行って理解をしております。沿線の市町村には組合がお願いをし、経営者側は知事会及び県への申し入れをお願いしています。

質疑、県内の経営状況はどんなものか。答弁、指宿枕崎線においては、100円上げるのに680円から700円の経費がかかっております。いわゆる営業指数と申します。日豊本線も100円上げるのに200円近くかかっていると思います。朝夕は利用者も多いのですが、全体を総じていけば赤字になります。明確な数字は上がってきておりませんが。

質疑、J R三島との関係は、請願の中に、各社の努力で何とか経営維持しているとあるが、どういふことか。答弁、J R三島とは、J R北海道、四国、九州の三島のことです。本州の3 J Rは完全民営化をしております。三島については、過疎化や少子高齢化などでなかなか完全民営化は厳しい状況であります。各社の努力について、J R九州では1万5,000人の従業員を8,800人に削減し、また、いろいろな効率化など経営努力を行っております。当初3,877億円を国よりいただいておりますが、この運用益も含め経常利益を出しております。昭和62年の運用益は283億円の利益でしたが、平成22年は111億の運用益で46億円の経常利益を上げております。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、請願第3号 公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書については、賛成全員で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員長報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第3号 公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。請願第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書は、委員長報告のとおり採択されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第9、請願第4号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

ただいま議題となりました請願第4号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願書について、総務委員会を6月29日と7月1日に開催し、全委員出席のもと、請願者原田俊明氏に請願の趣旨説明を求めて審査しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

請願書の内容、1、福島原発事故は、地震災害に原発災害の重なる原発震災であり、未曾有の大災害である。

2、大量の放射能を放出する過酷事故（レベル7）により、汚染された地域では立ち入りは禁止され、復興はおろか復旧の見通しすら立っていません。

3、スリーマイル島原発事故やチェルノブイリ原発事故の結果、広大な地域の土壌や道路、施設の放射能物質がいまだに除去されきっていません。除去できないのです。

4、健康面でも今後数十年にわたる晩発生障害（がん）の危機が指摘されている。

5、原発の制御が技術的にできない、つまり未完成の技術と言われている。

6、川内原発1・2号機は、運転開始が1984年で、以来30年近くになり、老朽化した2基の原子炉である。

7、甌島列島に並行して幾つもの活断層があり、例に漏れずそれを震源とするマグニチュード4.4の地震が5月29日にあった。

8、川内原発から30km圏内に位置する始良市を含めた9市町の連絡会初会合が5月31日に開かれ、情報交換の場として今後継続していく。

9、3月30日出水市、4月1日さつま町、4月2日日置市、4月25日いちき串木野市の各議会は、川内原発3号機計画に関して、その安全性が確保されるまでは計画の凍結を決議し、首長は九州電力に申し入れを行った。鹿児島市議会も同じ趣旨で申し入れを行っている。

10、裏を返せば、安全性が確保されれば計画を了承とも受け取られ、計画が進んでいく可能性がある。

11、川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保をするように意見書を出してほしいというのが内容であります。

主なる質疑について申し上げます。

質疑、請願書の中に中止という言葉があるが、中止と凍結の言葉の意味の違いは。中止したときにそれにかわるものがあるのか。十分それに対応ができるのか。電力不足になった場合、その対応はどのように考えているのか。答弁、凍結とは、一時、（冷凍）凍結するものであって、いつかはもとに戻る可能性があります。もとに戻るか、戻らないかの違いです。今の原子力をとめると総電気量の30%がなくなることになり、そうすると不足が生じます。それは無理なことでもあります。ドイツではない

が、10年、20年のスケジュールの中で少しずつ他のいろいろなエネルギーにかえていく。日本はその技術を持っており、かえていくべきであると考えます。

質疑、3号機の建設中止はわかりますが、1・2号機の安全確保ということは、1・2号機は認めるということですか。答弁、1・2号機は、1984年に建設され30年が経過しようとしている。原発の平均寿命は22年ということで、1・2号機も寿命も過ぎ、たそがれの時期にきています。

質疑、考え方をかえて、30年のうちに科学技術も進歩している。早く3号機をつくって、1・2号機をとめるという考えはできませんか。答弁、原発の先進国は、イギリス、アメリカで先に原発をつくりました。チェルノブイリやスリーマイルの事故以来、アメリカは原発をつくっていないんです。濃縮ウランを日本に売って、原子力をつくれつくれと言っているのが現状です。賢いと思います。ですから、3号機の増設はあり得ないと思います。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。

反対討論で、請願書の内容から見る限り、また、請願者の説明では、安全神話は崩れたと言いながら、1・2号機については安全確保を申し入れている。3号機については、中止をうたっている。政府の代替エネルギーも決まらない中、福島原発の事故が起こった今、これに絞ってこういう請願を採択すべきではない。

賛成討論で、1、福島原発の終息はまだ見込めず、安全神話は完全に崩壊した。2、使用済みの核燃料の再処理工場の見通しが立っていない。（トイレなきマンションと言われている）3、放射能汚染の影響が深刻である。4、日本は最大の地震国であり、川内原発周辺にも活断層があり、北薩でも大地震があった。5、自然エネルギーへの模索も始まっている。日置市長、市議会が3号機への反対の表明をされている。以上のことから、川内原発3号機の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願は賛成とするとの討論がありました。

採決の結果、可否同数となったため、請願第4号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願書については、委員長裁決により不採択と決しました。

以上で総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。原案に反対の発言をまず許かいたします。

○10番（和田里志君） 請願第4号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願書について、反対討論をいたします。

福島原発事故を見る限り、さまざまな不安、問題があるのはよくわかります。未曾有の大災害、地震のみならず津波からこれらの施設を守れなかった、想定外だったとはいえ、しっかりとした検証と対策を講ずるべきであります。関連自治体はもとより、あちこちの議会からも原発計画の凍結、中止を求める決議などがなされております。

私たちは、委員長の報告にもありましたように、請願書の重大性にかんがみ、慎重にその内容につ

いて審査いたしました。請願は、川内原発3号機建設の中止、1・2号機の安全確保を求める内容であります。

その請願者の説明によりますと、原発は未完成の技術であり、また、その安全神話は完全に崩れたと主張しております。

また、放射能汚染の問題や地震を引き起こす活断層、使用済み核燃料の問題などを挙げるなど、もともとが原発反対の立場でありながら、1・2号機については、その安全確保を求めるなど、相反するところもあります。原子力発電は国の政策、その原発の是非を決めるのは国、国の代表者を決めるのは国民であります。太陽光、風力など、さまざまな代替エネルギー、自然エネルギーの模索も行われていますが、早急な具体的進展は難しく、また、その費用対効果にも課題があります。

また、国策に翻弄されながら原発がもたらす経済効果に依存し、共存してきた市民、行政、関連自治体、経済効果が不安のない生活か、一番苦しんでいるのは、本県では川内市民であり、もちろん私たちも真剣に取り組み、考えなければなりません。

請願権は基本的権利の一つとして保障された市民の権利であり、その代表機関である議会に請願を通して市民の意思を反映させ、議会の意思によって、その趣旨の実現に努めさせるためのものでありますが、議員として、その採択、不採択を審議するにあたり、その法令上の基準はありませんが、一般的にはその願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、さらに重要なことは市町村の権限、すなわち議会の権限事項に属する事項であるか、これらがその判断の基準になります。これらの願意の妥当性とは、法令上、あるいは公益上の見地から見ても合理的なものをいい、実現の可能性、権限事項等についても厳格に解釈しなければなりません。

私たち議員は市民の代表という立場から、よほど不合理な点でもない限り請願に賛同せざるを得ない立場に追い込まれがちであります。この請願内容については、あらゆる角度から検証する必要があり、現に災害が発生しているからとして、総花的に賛成するわけにはいきません。

ここに、ここ二、三日の新聞報道を見ますと、原発立地の自治体からも停止中の原子炉の再開に同意するなど、また安定した電力の供給の必要性を訴える動きもあります。

政府の政策である原発建設問題は、何が何でもすべて中止ではなく、その安全性が確保されるまで一たん凍結すべきであります。

これらの以上のような理由から、請願第4号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願書は、採択することに反対いたします。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番（里山和子君） 請願第4号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願書について、賛成討論をいたします。

川内原発1・2号機の安全確保を求めるという点については、議会でも意思一致できると思いますが、3号機建設の中止と凍結という点では、議論の分かれるところです。

そこで、請願者が強く主張している3号機建設の中止をなぜしなければならないかという点について、美しい住みよい始良市をつくる会の一員でもあります私のほうから、その理由について少しばかり述べさせていただき、賛成討論としたいと思います。

3号機中止の一番大きな理由は、使用済みの核燃料の再処理工場の見通しがたっていないというこ

とです。100万kWの原発だったら、1年間に広島原爆の1,000発分の死の灰が出ることになります。川内原発3号機は159万kWと言われております。1.5倍の死の灰が出ることになります。

そこで、アメリカでは、危ないから再処理はしないとアメリカでは決めております。使える部分と使えない部分に分けますと、使える部分がプルトニウムになり、全部核爆弾の原材料になり、テロリストに使われたら大変ということで、使用済み核燃料のまま置くことになっております。10年ぐらい冷やして地下に埋める。埋めるのに砂漠地帯を設定しても、住民が反対をして置きっ放しになっているということです。

日本では再処理すると言っております。物すごい高濃度の放射性物質を再処理工場で溶かしてガラスで固めるということです。ガラス固体化と言いますが、人間がさわれるほど近づいただけで20秒で放射能で死ぬという怖いものです。そういうものをだいたい30年から50年ぐらい貯蔵して寝かしておく。

今、青森県の六ヶ所村では、それが一千何百本寝かせてあるということです。ちなみに日本全国の使用済み核燃料の集合体数は5万9,000体、1万3,530トンもあり、世界第3位となっております。この集合体とは、1集合体で70本から72本の使用済み核燃料が含まれるということです。その後、六ヶ所村などの寝かせてある使用済み核燃料ですけれども、その後300mの地下深く掘って埋めておくということになります。ごく軽い放射能が出るぐらいのところまでに持って行くのにも10万年から20万年もかかるということです。フィンランドやスウェーデンがそれを今地下に埋める仕事をはじめているということですが、何が問題になっているかという、10万年後の人間に今の言葉が伝わるだろうか。ちょうど我々が昔の言葉を解読できないように、ここに危ないものがあるということをどうやって説明したらいいんだらうかと、そこまで議論が発展しているということです。

日本では、モンゴルに持って行って埋めようかというような話も出ているようですよね、大変な問題ではないでしょうか。外国にまで迷惑はかけられません。原子力発電は未完成の技術で、使用済み核燃料の処理、放射性廃棄物の処分など、何一つ解決のめどは立っておりません。将来にわたって地球環境と人類の生存を脅かす恐ろしい負の遺産を生み続けることになります。

高速増殖炉もんじゅは、大事故やトラブルを繰り返し、日本を破滅にさせかねない危機を抱えたままです。

2つ目の大きな理由としましては、日本が地震列島だということです。昨日の南日本新聞に、県共同配車センター専務理事の阿久根勝利さんが書いておられましたが、1997年3月と5月には、北薩地方で地震が発生した。日本列島が地震の活動期に入って初めて原発を襲った地震との報道もあった。このとき九電は原発をとめることなく運転を続け、強固な岩盤の上に立地しているから心配ないと説明をしていた。しかし、現実には地震の起きた断層の近くにあり、建設時にボーリングコア差しかえがあったとして、参議院の特別委員会で参考人聴取が行われていたこと、冷却水漏れを起こしたキャノピーシールひび割れ事故が発生していたことも福島原発事故後に初めて知ったと書いておられました。

また、川内原発から放出されます冷却用の温排水の問題もあります。毎秒128トン、温排水を含む海水は満ち潮に乗り、川内川を10数km遡上します。

1994年の夏、川内川浄水場の水道水に塩水が混入する事件があったということです。2003年に河口から15m地点に取水口を移しましたが、09年6月に塩分が基準値を超え、取水を一時停止したということです。放射性物質の混入も疑われる現象です。

川内原発3号機は、出力159万kWで、世界最大規模の原発になるとも言われている危険なものです。

ドイツやイタリアは福島原発の教訓に学んで、自然エネルギーへと完全にかじを切りました。日置市やさつま町でも議会が3号機中止の決議を上げました。日置市長も3号機中止の決意を表明されました。勇気を持って始良市の議会でも3号機中止の決議を上げて、市民の意や県民の期待にこたえようではありませんか。

以上、賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○15番（堂森忠夫君） 里山議員に続き、賛成の立場で討論に参加いたします。資料は別に整理しまとめておりませんが、けさのテレビニュースを見て、今国会の動きとかそういったものを見たときに、今私たちに何が求められているか、この請願を見たときにですね。私たちに今議員として求められているのは、やはり倫理が求められてるんじゃないかなろうかと思っています。国会議員としての発言、政治家として国民から見たときに、本当に私たちを幸福な道へ導いてくれるのだろうか、ここが一番の問題ではないかと思っています。政治とは何でしょうか、新しい国を開くのが政治だと思っています。未知の世界へ進む新しい道を開くこの原点を忘れたらいけないと思っています。そこには今赤ちゃんが、きょうこの瞬間おぎゃーと生まれて、お母さんがおっぱいを与える、ここが政治だと思っています。お互いの授受作用があって子どもが大きく成長し、20年後、50年後、いい地球村になったと言われるような政治を目指すのが私たち一人ひとりに求められていることではないでしょうか、この請願を見たときにはですね。だからここがポイントだと思っています。一人ひとりが今反省し、日本を大きく大手術をしなきゃならないときだと。今までの原発はこれでよかったと思っていますよ、日本の経済成長する中で。私は物をつくる分野に接してきました。完璧っていうものはありません。完璧っていうのはみんなの力でつくるのが完璧です。

本当は、この問題は国が方向性を正せばいいんです。地方がお金を出してるわけじゃありませんので。それだけ倫理観がずれてるということです。だから乱れてるわけですよ。

その乱れが世界に発信してる内容があります。7月2日の新聞の記事に、原子力業界に誘導打診と、福島事故でイギリス政府が反論してます。政府が福島第一号原発事故の直後、反原発機運の抑え込みを目的に、世論誘導を原子力産業界に持ちかけていたことが6月30日、イギリスの新聞ガーディアンで報道となっておる。これが今後世界で議論となるでしょうと出てます。

県議会での原子力安全対策特別委員会ができています。そして、いろいろと議論されておりますが、これは今がよければよい、これではじゃなくして、20年、50年先を見据えてのこの議論をしていかなくてはならないと思っています。

日本は世界の中でも技術はトップレベルの位置にあります。ドイツは既にもう次の時代へと進んでおります。やはり世界のトップを行く日本の技術は、新たな技術を創造すれば、これにかわるエネルギーは生まれてくると思っています。そして常に一刀流じゃなくして二刀流を持ってないと、これが壊れたときにはどうしますか。そしてまた、ここにかかる費用、これを別な分野に向けることによって、新たな雇用も発生すると思います。

そして今、太陽光とか風力とかできてますけど、量が少ないから単価が高いのであって、それを開発していけば単価の安い分野で運営できるようになっていくと思います。それはコンピュータが示してきてるじゃないですか。そこに進むべき時であると、私はそう思って、賛成の立場で討論に参加い

たしました。  
終わります。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○23番（湯川逸郎君） 順序は逆になりましたが、請願第4号 川内原発第3号機建設の中止及び1号・2号機の安全確保を求める請願書について、反対の立場で討論を行います。

原子力発電の営業運転が始まったのは、1970年の大阪万博が開かれた年で、福井県の敦賀1号機が稼働し、本格的な原発利用の時代となり、全国54基が各地で運転継続されて、恒常化されつつあります。

福島原発事故以来、国、電力会社など、関係機関が全国を挙げ原子力発電の安全性の確保に全力を傾注しているところであると私は理解しております。また、今後国においても原子力発電の安全性の確保に関する情報等が国民に示されるのではないかと近々に思っている次第でございます。

請願の川内原発第3号機の建設中止につきましては、日本全体の経済を潤す電力が、これからも不足するものと考えます。現に不足している状況が現在の状況でございます。

地球温暖化を考え考慮しますと、原子力発電の建設は必要不可欠なものであり、安全性を確保した上で、今後も依存せざるを得ないと思います。また、再生可能なエネルギーの導入は必要であります。短期的に原子力発電所の電力を補うことは困難な状況ではないかと思っております。

以上のようなことを理由に、請願第4号 川内原発第3号機建設の中止及び1号、2号機の安全確保を求める請願書に対する反対の討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○19番（神村次郎君） 請願に賛成の立場で討論いたします。

現在、原発震災が起こってから幾つかの変転があり、そして現在に至っていますが、私は原子力発電所は、先ほどの討論の中にもございましたが、安全性が確保されていない、そういう点から発電所の設置には反対であります。

特に、福島原発で示されているように、子どもたち、幼児に対する影響というのはかなりのものがあります。先日報道がされましたが、チェルノブイリ事故のその後が報道されています。子どもたちの治療を国が挙げて投資をしながら子どもたちの治療をしている状況があります。子どもたちに与える影響というのはすごい大きなものがあると思っております。

それから、農業の被害ですが、静岡のお茶が汚染をしているという報道がございました。鹿児島県はお茶の産地でございます。佐賀の原発が停止をしているものが再開をするということにしていますが、やっぱり風だけの影響でなくて、幾つかの天候の中で放射性物質が飛んでいく、そういう状況があります。お茶の状況を見ても、鹿児島県に与える農業被害の状況も大きなものがあると思っております。

それから、電源三法に基づく交付金ですが、これも川内市の状況を見ると、これまで約200億円出されていますけれども、私は地方自治体に対する、田舎の、ローカルの地方自治体に対する国の施策をやっぱり変えなければならないと思っております。馬毛島の問題も同じですが、交付金を出すことに

よって、田舎に危ないものをつくると、そこの住民が懸念をしているものをつくっていく、そういう状況であります。

きのうは加治木の町内である老人とお話しをしましたが、田舎には迷惑施設と危険なものがあるんだと、大変だと、そういう言い方をされておりました。そういう状況から、電源交付金というのが、現在川内でもジレンマと申しますか、そういう言い方をされていますが、一昨年が11億ぐらい入りますか。今社会教育の関係の事業費に使われていますが、税収の上乗せをした事業費が入るわけですので、これが減るともう大変な状況になる。そういう状況で川内の市長も相当苦慮をされていますが、電源交付金を続けていきたい、そういうねらいもあると思っています。これは地方自治法を、地方自治そのものを変えていく必要があると、そういうふうに思います。

それから、経済産業省が今一生懸命、先ほどもありましたけれども、安全神話を、今後も安全であると、そういう言い方をされながら回っていらっしゃいますが、今こそ脱原発の発想が必要だと思っています。

さっきお二人お話しをされましたけれども、私は地産地消のエネルギー、再生可能なエネルギーをここでやっぱり国が投資をして、開発していくべきだ、そういうふうに思います。

それから、電力需要の問題についてであります。九州電力が2011年度の最大電力量を1,669万kWとしています。玄界の発電所の1、2、3号機、それから川内の1号機がとまっていますが、これをとめたままでも供給力は1,659万kWあります。少し私たちが節電をすることによって乗り切れる、そういうふうに思います。

九電は供給力が不安定だという言い方で、太陽光発電、風力発電を計算の中に入れていません。これも大切なエネルギーとして換算をすべきだと思っています。これが100万kWから200万kWになると、そういうふうに思います。

それから、使用済み核燃料の危険性の問題については先ほど賛成討論でございましたが、全くそのとおりで、未来永劫にわたって、核の危険から逃れられない。そして、唯一の被爆国として核の問題はやっぱり真正面からとらえるべきだと、私はそういうふうに思います。

そういった意味から再生可能エネルギーを、そして地産地消のエネルギーを国が本気で取り組むべきだと、そういった立場から賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択です。請願第4号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願書、採択することに賛成の方は起立願います。しばらく起立しちよってください。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。請願第4号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める請願書は、採択することに決定しました。

しばらく休憩します。午後の会議は1時10分から開会いたします。

（午後0時14分休憩）



○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時08分開議）

○議長（兼田勝久君） 日程第10、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

○議長（兼田勝久君） 議員の派遣について、会議規則第160条第2項の規定により、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに、決定しました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画

の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は、議長に委任することに決定しました。

○議長(兼田勝久君) お諮りします。ただいま、産業文教常任委員長から発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)が、総務常任委員長から発議第4号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書(案)が、堀議員外2名から川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める決議(案)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 異議なしと認めます。発議第1号、第2号、第3号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、として議題とすることに決定しました。

○議長(兼田勝久君) 追加日程第1、発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)を議題にします。

○議長(兼田勝久君) お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 異議なしと認めます。発議第3号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(兼田勝久君) 産業文教常任委員長、登壇してください。

○産業文教常任委員長(笹井義一君) 登壇

○議長(兼田勝久君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 質疑なしと認めます。

○議長(兼田勝久君) これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

○議長(兼田勝久君) これから採決します。発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第2、発議第4号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）を議題にします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第4号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長、登壇してください。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第4号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第4号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第3、発議第5号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める決議（案）を議題にします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第5号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 堀議員、登壇してください。

○24番（堀 広子君） 登 壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。発議第5号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める決議（案）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。発議第5号 川内原発3号機建設の中止及び1・2号機の安全確保を求める決議（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） これで、本日の議事日程は、全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成23年第2回始良市議会定例会を閉会します。

（午後1時17分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員